

市第 1 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に 関する条例等の一部改正について

1 趣旨

平成 28 年 1 月 15 日に建築基準法施行令の一部が改正されたこと、及び、これに関連して平成 28 年 2 月 19 日に関係省令^(※1・2)の一部が改正されたことに伴い、関係規定の整合を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正します。

※1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

※2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）

2 改正する条例

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「児童福祉施設基準条例」という。）
- (2) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）
- (3) 横浜市建築基準条例

3 改正内容

(1) 建築基準法施行令の条ずれ及び号ずれに伴う条例改正

ア 児童福祉施設基準条例及び家庭的保育事業等基準条例の改正

建築基準法施行令第 123 条第 3 項「第 1 号」が「第 1 号」と「第 2 号」に分けて規定されたことにより、「第 2 号から第 11 号」が「第 3 号から第 12 号」に号ずれしました。

このため、建築基準法施行令第 123 条第 3 項「第 2 号」、「第 3 号」及び「第 9 号」を引用している児童福祉施設基準条例及び家庭的保育事業等基準条例の一部を改正し、整合を図ります。

◇児童福祉施設基準条例・家庭的保育事業等基準条例の改正内容

【改正前】		【改正後】
第 123 条第 3 項 第 2 号	⇒	第 123 条第 3 項 第 3 号
第 3 号		第 4 号
第 9 号		第 10 号

イ 建築基準条例の改正

建築基準法施行令「第 129 条」が「第 128 条の 5」に改正されたことにより、「第 129 条の 2」が「第 129 条」に、「第 129 条の 2 の 2」が「第 129 条の 2」に条づけられました。

このため、建築基準法施行令「第 129 条の 2」及び「第 129 条の 2 の 2」を引用している建築基準条例の一部を改正し、整合を図ります。

◇建築基準条例の改正内容

【改正前】	⇒	【改正後】
第 129 条の 2 第 129 条の 2 の 2		第 129 条 第 129 条の 2

(2) 建築基準法施行令の一部改正に関連し、関係省令の一部が改正されたことに伴う児童福祉施設基準条例及び家庭的保育事業等基準条例の改正

この二つの条例は、それぞれ関係省令を基に認可保育所等の設備基準を定めています。今回、建築基準法施行令の特別避難階段の構造の規定の一部が改正されたことに関連して、特別避難階段の構造の規定の一部を適用している屋内避難階段について、省令が改正されました。このため、条例も省令と同様に改正します。

◇児童福祉施設基準条例・家庭的保育事業等基準条例の改正内容(屋内避難階段の構造規定)

【改正前】	⇒	【改正後】
〔付室に窓や排煙設備を設けること〕		〔付室又は階段室の構造が、階段室に煙を流入させない構造であること〕

※なお、屋内と階段室との連絡方法や階段室の耐火要件等に関する規定は変更ありません。

4 施行日

平成 28 年 6 月 1 日（改正される建築基準法施行令等の施行日と同日）